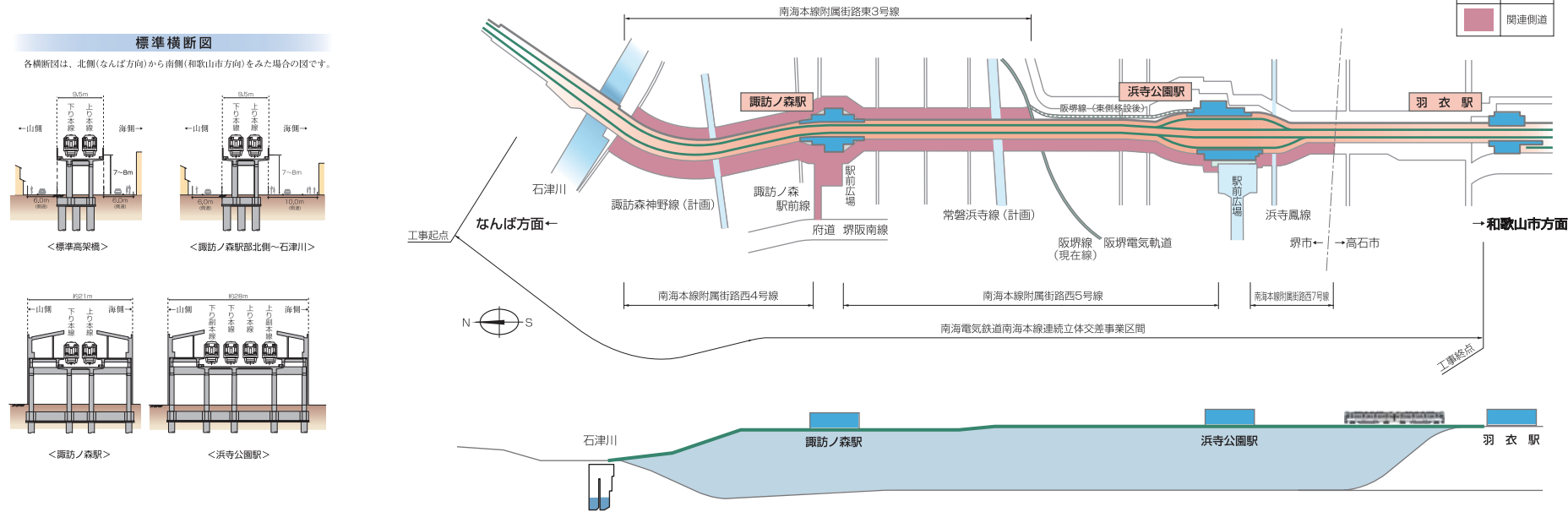


南海本線(堺市)連続立体交差事業



南海本線(堺市)連続立体交差事業のお知らせ

1.都市計画事業の種類、名称及び告示日

当初：平成18年11月 7日大阪府告示第2202、2203号
変更：令和 7年 8月15日大阪府告示第1062、1063号
南部大阪都市計画都市高速鉄道事業 201-2号 南海電気鉄道 南海本線 (高石市)
225-1号 南海電気鉄道 南海本線 (高石市)
南部大阪都市計画道路事業 7-6-201- 6号 南海本線附属街路西4号線
南部大阪都市計画道路事業 7-7-201- 7号 南海本線附属街路西3号線
南部大阪都市計画道路事業 7-7-201- 8号 南海本線附属街路西5号線
南部大阪都市計画道路事業 7-7-201-10号 南海本線附属街路西7号線
南部大阪都市計画道路事業 3-4-201-77号 諏訪ノ森駅前線

2.施行者の名称

施行者.....堺市
○鉄道工事.....南海電気鉄道株式会社
○側道工事.....堺市

3.事業地の所在

堺市：
西区浜寺石津町西5丁、西区浜寺石津町中5丁、西区浜寺諏訪森町西1丁、西区浜寺諏訪森町中1丁
西区浜寺諏訪森町西2丁、西区浜寺諏訪森町中2丁、西区浜寺諏訪森町西3丁、西区浜寺諏訪森町中3丁
西区浜寺諏訪森町西4丁、西区浜寺公園町1丁、西区浜寺公園町2丁、西区浜寺公園町3丁
高石市東羽衣1丁目

4.都市計画事業認可に基づく規制等

- (1) 建築等の制限
当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等については、許可を受けなければなりません。(都市計画法第65条)
- (2) 譲渡予定対価の額等の届出
当該事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を届出なければなりません。(都市計画法第67条)
なお、届出しない事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は50万円以下の過料に処せられます。(都市計画法第95条)
○届出先 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市長 永藤 英機
(堺市 建設局 道路部 連続立体推進課)
- (3) 売買の成立
届出のあった日から30日以内に施行者が届出をした者に対し、当該土地建物等を買い取る旨の通知をしたときは施行者と届出した者との間に予定価格の額に相当する代金で売買が成立したものとみなされます。(都市計画法第67条)
- (4) 土地の買取請求
事業地内の土地所有者(収用の手続きが保留された土地の所有者に限る。)は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求できます。ただし、当該土地が他人の権利の目的となっていないこと、当該土地に建築物その他の工作物等がないものに限りです。(都市計画法第68条)
- (5) 土地収用法の適用
都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。(都市計画法第69条、同第70条)

5.事業所の所在地および名称

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市建設局道路部連続立体推進課
堺市西区浜寺諏訪森町西1丁26-3 南海電気鉄道株式会社 堺工事事務所

6.完成時期

令和16年3月(予定)

7.その他

- この事業に関する関係図書は、堺市役所で縦覧しております。
○この事業は、国土交通省から国庫補助を受けて施行する事業です。

権利者各位

平成18年11月7日付で大阪府から都市計画法第59条第1項の規定に基づく都市計画事業の認可を受け、都市計画法第62条第1項の規定に基づく告示がなされました。

本事業のような都市計画事業では、告示の日から満1年を経過する毎に土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものとみなされることになっております。

したがって本事業においては平成18年11月7日を基準日として土地収用法上の種々の規定が適用されることになっております。

この告示がなされますと、この事業用地に対する補償額の算定は告示の時の価格が基準になるとともに、土地所有者等は土地の収用決裁の申請を堺市に請求でき、またその土地の補償金を支払うよう併せて請求できるなど種々の効果が発生します。

(※ただし、裁決申請の請求及び補償金の支払請求を行うためには、隣接地等との境界の確定が前提となります)

なお、この事業に関しまして現在、堺市建設局道路部連続立体推進課において関係図書が閲覧できるように備えておりますので、皆様の土地が事業用地の区域内にあるかどうかご確認ください。

また、これらのことにつきましてわかりにくい点や、ご不審のことがございましたら堺市建設局道路部連続立体推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ

堺市 建設局 道路部 連続立体推進課
TEL 072-228-7573